

ACFE JAPAN AWARD 規程

2026年3月17日 制定・施行

第1条（目的）

不正の調査および検査の専門家である公認不正検査士（以下、「CFE」という）の社会的な役割や認知度の向上、および、不正の防止・抑止に向けた CFE 活動の推進に貢献のある CFE 会員等を選定し、その貢献を讃えることで、CFE の更なる発展を目指すとともに、不正の防止・抑止に向けて顕著な成果を挙げた個人・団体を顕彰し、CFE 活動の更なる発展と健全な組織文化の醸成に資することを目的とする。

第2条（受賞対象）

受賞対象は以下の通りとする。

1. CFE 会員として、不正の調査および検査に多大な貢献を行った者及び団体
2. CFE 会員として、不正の防止、抑止に向けた取り組みに多大な貢献をした者及び団体
3. CFE 会員として、顕在化した不正事案に対して、適切な検証ないし分析を行って、多くの知見を提供した者及び団体
4. CFE 会員として、不正に関する多面的な分析ないしは研究活動に真摯に取り組んできた者及び団体
5. その他、CFE の信頼性、認知度および名声の向上等に多大な貢献をした者及び団体

第3条（受賞区分）

本アワードの受賞区分は、次の二つとする。

1. 個人賞 「Fraud Examiner」
2. 企業・団体賞 「ACFE JAPAN 理事長賞」

各受賞区分について、選考委員会は審査の結果、該当者なしとすることができる。

第4条（審査基準）

審査は、CFE としての専門性を基盤とした不正調査・不正防止への貢献度を中心に、次の各項目を総合的に判断して行う。

1. 専門性
CFE としての知識・技能を活かした不正調査、検査、分析等の質および高度性
2. 不正防止・抑止への貢献
不正防止、抑止に資する実務的・組織的な成果の大きさ
3. 知見の提供および社会的価値
不正事案の検証・分析を通じて、業界・社会に有益な知見を提供した度合い
4. 真摯な研究姿勢および普遍性
不正に関する研究・分析・実務知見の普遍性、再現性、学術的妥当性
5. CFE 理念との整合性
CFE の倫理、専門家としての行動規範、ACFE JAPAN の理念との親和性
6. 持続的な貢献
継続的かつ長期的に CFE コミュニティへの貢献

第5条（候補者の推薦）

受賞候補者の推薦は、次の各号の方法により行うことができる。

1. 自薦：本人（個人賞の場合）または当該団体の代表者（企業・団体賞の場合）が自ら推薦すること。
2. 他薦：CFE 会員（ACFE JAPAN 会員である CFE の資格保有者）が、候補者本人または当該団体の代表者の承諾を得た上で推薦すること。なお、推薦人は2名とする。

推薦は、別に定める様式に従い、事務局が定める期日までに提出しなければならない。

第6条（選考委員会の設置）

ACFE JAPAN AWARD の受賞者を選考するため、選考委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

第7条（委員会の構成）

委員会は以下の構成員で構成する。

1. 委員会は、理事をもって構成する。
2. 委員長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
4. 理事会は、必要と認める場合、理事以外の有識者を委員として選任することができる。

第8条（委員会の運営）

委員会の運営は以下の通りとする。

1. 委員会は委員長が招集する。
2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4. 委員会の審議は非公開とし、委員は審議内容を外部に漏らしてはならない。

第9条（表彰時期）

ACFE JAPAN AWARD の表彰は、毎年開催される ACFE JAPAN カンファレンスにおいて行う。

第10条（表彰内容）

受賞者には、記念品を授与する。

第11条（公表）

受賞者は、ACFE JAPAN の公式ウェブサイト、Fraud Magazine(Web 版)、公式 SNS、年次カンファレンス等において公表する。

第12条（補則）

1. 本規程の改正は、理事会の決議をもって行う。
2. 本規程は、理事会の承認を得た日から施行する。